

厚岸町規則第 5 3 号

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成22年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 中	地方公務員法第28条第 2 項第 1 号の規定による 休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） 第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	3 分の 3 以下
	派遣職員の派遣の期間	

を	地方公務員法第28条第 2 項第 1 号の規定による 休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） 第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	3 分の 3 以下	に改める。
---	--	-----------	-------

派遣職員の派遣の期間	
厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条に規定する介護休暇の期間	

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。